

○特定任期付職員給与規程

平成19年 2 月 1 日
平成18年度規程第20号

一部改正	平成19年 8 月 1 日	平成19年度規程第 8 号
一部改正	平成20年 3 月 3 1日	平成19年度規程第55号
一部改正	平成21年12月 1 日	平成21年度規程第41号
一部改正	平成22年 3 月 3 1日	平成21年度規程第65号
一部改正	平成22年 6 月 3 0日	平成22年度規程第24号
一部改正	平成22年12月 1 日	平成22年度規程第41号
一部改正	平成24年 6 月 1 3日	平成24年度規程第 6 号
一部改正	平成26年 9 月 3 0日	平成26年度規程第 9 号
一部改正	平成27年 3 月 3 1日	平成26年度規程第53号
一部改正	平成28年12月28日	平成28年度規程第24号
一部改正	平成29年 3 月 1 5日	平成28年度規程第33号
一部改正	2021年 3 月 3 1日	2020年度規程第50号
一部改正	2021年 8 月 3 1日	2021年度規程第11号
一部改正	2022年 5 月 3 1日	2022年度規程第 7 号
一部改正	2022年 6 月 3 0日	2022年度規程第24号
一部改正	2022年 9 月 3 0日	2022年度規程第32号
一部改正	2025年 3月19日	2024年度規程第64号
一部改正	2026年 3月31日	2025年度規程第84号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の専門的な業務に従事し任期の定めのある職員（以下「特定任期付職員」という。）の給与に関する事項について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 特定任期付職員の給与は、次の区分のとおりとする。

- 一 俸給
 - 俸給
 - 特別職務加算
- 二 諸手当
 - 超過勤務手当
 - 深夜勤務手当
 - プロジェクトマネジメント手当
 - 通勤手当
- 三 賞与

(扶養手当)

第2条の2 有期雇用職員の無期雇用への転換に関する機構達（平成26年度

機構達第23号)に基づき無期雇用転換を承諾された職員(以下「無期雇用転換職員」という。)については、前条の区分に加えて扶養手当を支給する。

(俸給の決定)

第3条 俸給の月額、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して、別表の特定任期付職員俸給表により定める特任等級及び号俸の額とする。

2 前項に定めるほか、その職務の特殊性に応じて、俸給の月額に加え、理事長が別に定める額を特別職務加算として支給することができる。

(給与の支給日等)

第4条 給与(賞与を除く。)は、毎月20日、その月額を支給する。ただし、支給日が特定任期付職員就業規則(平成18年規程第18号)第8条第2号で準用する就業規則(平成15年度規程第8号)第6条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 超過勤務手当、深夜勤務手当及び第16第2項に規定する給与は、その月の分を翌月における前項に定める日に支給する。

3 給与は、特定任期付職員の指定する本人名義の口座へ振込むことによって支払うものとする。

4 法令等に基づき特定任期付職員の給与から控除すべきものがある場合には、その特定任期付職員に支払うべき給与からその額を控除して支払うものとする。

(特別昇給)

第5条 理事長は、特定任期付職員各人の業績評価等に基づいて、その者を昇給させることができる。

2 次に掲げる特定任期付職員には、昇給を行わない。

一 満60歳以上の特定任期付職員(ただし、優れた業績を挙げた者として理事長が認めた特定任期付職員を除く。)

二 直近1年以内に停職以上の懲戒処分を受けた特定任期付職員

三 退職手続き中の特定任期付職員

3 俸給の月額がその属する職務の等級における俸給の幅の最高額となっている特定任期付職員については、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。

(職務の等級)

第6条 給与の支給基準となる標準的な職務の等級は、次のとおりとする。

	職名の区分	等級
1	統括調査員	特任1等級 特任2等級
2	専門調査員	特任3等級

(昇格)

第6条の2 理事長は、特定任期付職員をその者の長期にわたる業績評価等の結果に基づき、上位の等級へ昇格させることができる。

2 特定任期付職員が昇格したときにおいて受ける号俸等は、別に定める。

(降格)

第7条 理事長は、特定任期付職員就業規則第8条第8号で準用する就業規則第31条の規定により特定任期付職員を降格させることができる。

2 特定任期付職員を降格させた場合におけるその者の俸給の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 降格した日の前日に受けていた俸給の月額と同じ額の号俸が降格した等級にあるとき降格した日の前日に受けていた俸給の月額と同じ額の号俸

二 降格した日の前日に受けていた俸給の月額が降格した等級の最高の号俸に達せず、かつ、当該俸給の月額と同じ額の号俸が降格した等級にないとき降格した日の前日に受けていた俸給の月額の直近下位の額の号俸

三 降格した日の前日に受けていた俸給の月額が降格した等級の最高の号俸を超える額のものであるとき降格した等級の最高の号俸

(給与の減額)

第8条 特定任期付職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない時間に勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び特別職務加算の月額の合計額を当該年における1月の平均所定勤務時間数で除した額とする。

(俸給の半減)

第8条の2 前条の規定にかかわらず、特定任期付職員が業務上の傷病によらない病気休暇又は疾病に係る就業禁止措置（以下、「病気休暇等」という。）により、90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の病気休暇等に係る日（1日の勤務時間の全部を勤務しない日に限る。）につき、俸給の半額を減ずる。

2 前項の規定により俸給の半額が減ぜられた場合において、第14条における俸給は当該半減後の額とする。

(日割計算)

第9条 月の途中で異動を生じたときの特定任期付職員の俸給、特別職務加算及びプロジェクトマネジメント手当の月額は、日割計算をもって計算した額とする。

2 前項の日割計算をするときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、そ

の端数を切り捨てるものとする。

(超過勤務手当)

第 10 条の 2 超過勤務手当は、特定任期付職員就業規則第 8 条第 3 号で準用する就業規則第 7 条の規定により時間外勤務又は休日勤務を命ぜられた特定任期付職員に支給する。ただし、特別職務加算の支給を受ける特定任期付職員には支給しない。

2 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間を第 8 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に乗じて得た額に、次表に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

	勤務の区分	支給割合
1	休日以外の日における時間外勤務	100 分の 125 (勤務の区分 1、2 及び 5 の合計が 1 月 60 時間 (労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 32 条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。) を超える場合にあっては、100 分の 150)
2	休日 (特定任期付職員就業規則第 8 条第 2 号で準用する就業規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する日曜日以外の休日をいう。以下、この区分において同じ。) における勤務 (休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。)	100 分の 135 (勤務の区分 1、2 及び 5 の合計が 1 月 60 時間 (労働基準法第 32 条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。) を超える場合にあっては、100 分の 150)
3	休日 (特定任期付職員就業規則第 8 条第 2 号で準用する就業規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する日曜日をいう。以下、この区分において同じ。) における勤務 (休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。)	100 分の 135
4	特定任期付職員就業規則第 8 条第 2 号で準用する就業規則第 5 条の 2 に規定するフレックスタイム制度の適用を受ける職員における精算期間の総労働時間を超える勤務	100 分の 125 (勤務の区分 4 の合計が 60 時間を超える場合にあっては、100 分の 150)
5	日曜日から始まる一週間において、休日以外の日における所定勤務時間の合計が、40 時間を超える勤務 (年次休暇を除き、休日に勤務することを命ぜ	100 分の 25 (勤務の区分 1、2 及び 5 の合計が 1 月 60 時間 (労働基準法第 32 条に定める労働時間内の時間外勤務

	られた職員が休日の振替を行った場合の休日における所定勤務時間を含む。また、フレックス制度の適用を受ける職員を除く。)	を含む。)を超える場合にあっては、100 分の 50)
--	--	-----------------------------

(深夜勤務手当)

第 11 条 深夜勤務手当は、特定任期付職員が 22 時から翌日の 5 時までの間に勤務した全時間を第 8 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に乗じて得た額に、100 分の 25 を乗じて得た額を支給する。

(プロジェクトマネジメント手当)

第 11 条の 2 プロジェクトマネジメント手当については、職員給与規程(平成 15 年度規程第 3 号)第 18 条の規定を準用する。

(通勤手当)

第 12 条 通勤手当については、職員給与規程第 19 条の規定を準用する。

(扶養手当の支給)

第 13 条 第 2 条の 2 に規定する無期雇用転換職員に対する扶養手当の支給にあたっては職員給与規程及び職員給与規程に関する機構達(平成 15 年度機構達第 5 号)を準用する。

2 職員給与規程第 13 条第 1 項中「1 等級」とあるのは、「特任 1 等級」と読み替えるものとする。

(賞与)

第 14 条 賞与は、年 2 回、6 月 1 日及び 12 月 1 日(退職した特定任期付職員にあっては、当該退職した日。以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する特定任期付職員に対して、理事長が別に定める日に支給する。

2 基準日に在職する特定任期付職員のうち、次の各号の一に該当する特定任期付職員には賞与を支給しない。

一 無給休職者

二 育児休業者(特定任期付職員就業規則第 8 条第 10 号で準用する就業規則第 32 条第 1 項に該当する職員をいう)及び出生時育児休業者(特定任期付職員就業規則第 8 条第 10 号で準用する就業規則第 32 条第 2 項の規定に該当する職員をいう。)

ただし、基準日以前 6 ヶ月以内の期間において勤務した時間がある特定任期付職員には、当該基準日に係る賞与を支給する。

三 停職者(特定任期付職員就業規則 8 条第 11 号で準用する就業規則第 34 条第 1 項第 4 号の規定に該当する職員をいう。)

3 一事業年度の業績評価等に応じた年間賞与は、翌年度の 6 月 1 日及び 12 月 1 日を基準日とする賞与により、必要な調整を行った上で支給する。

4 賞与の年額は、基準日における賞与基礎月額(個別契約により別に定める場合を除き、俸給額とする。)に別に定める支給係数及び業績評価係数(一定期

間における特定任期付職員の業績評価に応じた係数をいう。)を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。

- 5 年度の途中で退職した特定任期付職員の賞与は、別に定めるところにより支給する。
- 6 無期雇用転換職員の算定基礎額は、俸給及び扶養手当を合算した額とする。

(介護休業者等の給与)

第15条 特定任期付職員が特定任期付職員就業規則第8条第9号で準用する就業規則第31条の2に規定する介護休業等により勤務しない場合は、第8条の規定にかかわらず、その勤務しない時間に第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(育児休業者等の給与)

第16条 特定任期付職員就業規則第8条第10号で準用する就業規則第32条の規定に基づき育児休業等をする場合の給与については、次の各号に定めるところによる。

- 一 育児休業又は出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第14条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている特定任期付職員のうち、基準日前6カ月以内の期間において勤務した日数がある特定任期付職員には、当該日数に係る賞与を支給する。なお、この場合における勤務した日数には、就業規則に関する機構達(平成15年度機構達第3号)第22条の2の規定により出生時育児休業中に勤務した日数を含むものとする。
 - 二 特定任期付職員就業規則第8条第10号で準用する就業規則第32条第4項第1号の規定に基づき勤務しない場合は、第8条の規定にかかわらず、その勤務しない時間に第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
- 2 就業規則に関する機構達第22条の2の規定により出生時育児休業期間中に勤務する場合の給与については、前項第1号又は第12条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
- 一 当該勤務する時間に第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を支給する。
 - 二 出生時育児休業等に伴い第12条に規定にする通勤手当の支給を受けない月に当該勤務のために通勤することとなった場合には、同条において準用する職員給与規程第19条第3号の規定の例に準じて算出した通勤手当の月額を支給する。

(退職及び死亡の場合の支給)

第17条 休職期間満了による退職及び機構の都合による退職並びに死亡の場合は、第9条の規定にかかわらず、その者の退職又は死亡した日を含む当該月の給与を支給することができる。

(雑則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、嘱託就業規則（平成15年度規程第10号）第2条の規定により委嘱された者であって、新たに特定任期付職員となった者の第3条に規定する俸給の月額については、なお従前の例による。

附 則（平成19年8月1日平成19年度規程第8号）

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日平成19年度規程第55号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日平成21年度規程第41号）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 別表の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける職員（以下「減額改定対象職員」という。）の平成21年12月に支給する賞与の額は、第13条の規定により算定される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき俸給の月額及び特別職務加算の額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年3月31日平成21年度規程第65号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日平成22年度規程第24号）

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成22年12月1日平成22年度規程第41号）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 別表第の特定任期付職員俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける特定任期付職員（以下「減額改定対象職員」という。）の平成22年12月に支給する賞与の額は、第13条の規定により算出される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に減額改定

対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき俸給の月額及び特別職務加算の額の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の特定任期付職員であつた期間がある特定任期付職員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額ニ平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された賞与の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

附 則（平成 24 年 6 月 13 日平成 24 年度規程第 6 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表の俸給表を平成 24 年 4 月 1 日から適用することにより生ずる差額の減額方法については別に定める。
- 3 平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、別表の特定任期付職員俸給表の適用を受ける特定任期付職員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該特定任期付職員に適用される次の表の左欄に掲げる等級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

等級	割合
特任 1 等級	100 分の 9.77
特任 2 等級	100 分の 7.77
特任 3 等級及び特任 4 等級	100 分の 4.77

- 4 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 特別職務加算当該特定任期付職員の特定職務加算の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - 二 賞与当該特定任期付職員が受けるべき賞与の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 三 第 14 条第 1 項及び同条第 2 項の表第 1 号から第 4 号の規定により支給される給与当該特定任期付職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第 14 条第 1 項又は同条第 2 項の表第 1 号中支給期間が満 6 ヶ月に達するまでに該当する場合前項及び第 2 号に定める額
 - ロ 第 14 条第 2 項の表第 1 号中支給期間が満 6 ヶ月を超え満 3 年に達するまでに該当する場合又は同項同表第 2 号前項及び第 2 号に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額
 - ハ 第 14 条第 2 項の表第 3 号前項及び第 2 号に定める額に 100 分の 50 を

乗じて得た額

二 第14条第2項の表第4号前項及び第2号に定める額に、同号の規定により当該職員に支給される支給額に係る割合を乗じて得た額

- 5 特例期間においては、第8条、第11条第2項、第15条及び第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第11条第3項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、俸給月額を当該年における1月の平均所定勤務時間数で除して得た額に当該特定任期付職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 6 第3項、第4項各号及び前項の規定により計算した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成26年9月30日平成26年度規程第9号）

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日より前から引き続いて病気欠勤を取得している場合は、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日平成26年度規程第53号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日平成28年度規程第24号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日平成28年度規程第33号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第3項の規定は、施行日以後に支給する賞与について適用し、同日前に支給した賞与については、なお従前の例による。

附 則（2021年3月31日2020年度規程第50号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2021年8月31日2021年度規程第11号）

この規程は、2021年9月1日から施行し、2021年7月1日から適用する。

附 則（2022年5月31日2022年度規程第7号）

この規程は、2022年6月1日から施行する。

附 則（2022年6月30日2022年度規程第24号）

- 1 この規程は、2022年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に発令した役職については、第3条、第6条及び第11条の規定による改正前の特定任期付職員給与規程の規定を適用する。

附 則（2022年9月30日2022年度規程第32号）

この規程は、２０２２年１０月１日から施行する。

附 則（２０２５年３月１９日２０２４年度規程第６４号）

- １ この規程は、２０２５年４月１日から施行する。
- ２ ２０２５年４月１日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する特定任期付職員であって、同日においてその者が受けていた等級号俸（以下「旧等級号俸」という。）が次の表に掲げられているものの施行日における等級号俸（以下「新等級号俸」という。）は、旧等級号俸に対応する同表の新等級号俸欄に掲げる等級号俸とする。

旧等級号俸	新等級号俸
特任２等級１号俸	特任３等級１号俸
特任２等級２号俸	特任３等級２号俸

- ３ ２０２２年度規程第２４号の附則第２項の適用を受ける調査員であって、施行日の前日から引き続き在職し、かつ、施行日に専門調査員に発令される者の新等級号俸は、特任３等級２号俸とする。
- ４ ２０２２年度規程第２４号附則第２項の規定は、施行日をもって廃止する。

附 則（２０２６年３月３１日２０２５年度規程第８４号）

この規程は、２０２６年４月１日から施行する。

別 表

特定任期付職員俸給表

	特任 1 等級	特任 2 等級	特任 3 等級
1 号俸	395,300 円	370,700 円	322,500 円
2 号俸	408,500 円	383,000 円	358,400 円